

## 国語問題題

はじめに、これを読みなさい。

この問題用紙は十二ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。

解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。

監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。

解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。所定欄以外のところには何も記入しないこと。

マーク式問題の解答はすべて一つなので、二つ以上マークしないこと。

解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いずれもH.B・黒)で記入すること。

解答は楷書で正しく記すこと。薄い文字や小さな文字、点画をつなげた文字など、あいまいな文字は不正解とする。

訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しきずを残さないこと。

解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。

解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。また、この問題用紙は、必ず持ち帰ること。

試験時間は六十分である。

マーク記入例

良い例	悪い例
○	○ × ○

次の文章をよく読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

インドでは古来、ダルマ(法)とアルタ(財)とカーマ(愛)とを人生の三つの目標とし、そして究極においては、これを止揚し、解脱<sup>げだつ</sup>することが、人生最後唯一の目的と考えられてきた。このダルマとアルタとカーマを内容にもつ代表的な古典は、『マーナヴァ・ダルマ・シャーストラ』<sup>注1</sup>——マヌの法典——とカウティルヤの『アルタ・シャーストラ』<sup>注2</sup>とヴァーツヤーヤナの『カーマ・スートラ』の類である。これらの古典はインド人ばかりでなく、インド文化に心をよせるものにとつての必読書であり、しかもまたそのいずれもが興味の深いものというものが定評のようである。

さて、このマヌ法典については、外国には、サンスクリットの原典から訳出された幾通りもの翻訳があるが、わが国では、中野義照氏の多年の努力の末に、近年ようやく訳業が公刊され、それと時期を接して、田辺繁子氏によつて岩波文庫のマヌ法典が刊行された。両者の間にはもちろん差異があるし、その優劣もにわかにきめられない。ただ岩波文庫本の訳もまた① 苦労されたものであり、訳文はスマートであることができる。

今日に伝わるマヌ法典は、全篇韻文につくられた、いわば詩体の法典であつて、十二章一千六百八十四条からなつてゐる。それは人類の始祖としてのマヌによつて述べられたものと伝えられ、法の権威の基礎がここにおかれているのである。マヌ法典が、今日に伝えられているような形になつたのは、紀元前後二世紀の間といわれる。同法典は、その前の時代の法思想制度を総合して大きな湖海となりつつ、またそこから流れ出て後世の諸法典を形成する大きな源泉となつた。しかも同法典はその成立後<sup>A</sup> 二千年、その間必ずしも実用性を失わず(ただし実用の限界は問題)、しかもその影響はビルマ、タイ、ジャワなど海外に及んだ。その点からいえばマヌ法典はインド法典の王といふにふさわしい。マヌ法典の内容は、古代インド人の間の多年の慣習、法意識をあらわしているのであって、宗教、道徳、法律など社会規範一般の総合である。そしてそれを貫くものは、一つの身分制度——僧侶・バラモンを上位に、貴族・クシヤトリアを次位に、庶民・ヴァイシャをその次位に、奴隸・シユードラを下位とするカースト制度——であり、とくに王法をもこえてゆるぎなきバラモンの優位である。バラモンの

「自らの力は王の権力よりも偉大なり」「バラモン族は世界の創造者・処罰者」とは、マヌ法典のいうところである。この法典には慣習を多く含むとはいへ、その慣習も法典自体も、ただ何となく成立したものではなく、それをつくり上げた支配・被支配の原理をそこに見る。

<sup>注5</sup> 穂積博士の言葉をかりていうと、「田辺さんは『女大学』の「三従」の教に憤慨して法律学に志し、またマヌ法典に同じ教があるのを発見して邦訳の興味を起した、ということです」。そのことは田辺氏の「はしがき」にもくり返してのべてある。ところ

が女は家にあつては父に、嫁しては夫に、夫死しては子に従うという「三従」は、『女大学』にはじまるものではなく、その文献の上に源をたどれば、紀元前数世紀の中国の儒教の經典に出ていることである。三従の起源について、インドと中国とではどちらが古いかは明らかでないし、単に文献の時代だけからいえば、中国の方が古いかも知れない。しかし、そのことの時間の前後は必ずしも問う必要はないであろう。ことに、一つが他の影響によるというような相互交渉も考える必要はない。ヒマラヤのように越えがたい自然のシヨウヘキにへだてられていても、同じ条件のところには同じ規範意識が生じるものなのである。中国では、多くのインド仏典が翻訳された。翻訳仏典にあらわれる三従は、中国の古典の言葉を、ほとんどそのままをもつて置きかえられている。ところで女子は寡婦となつてからまでも、永久に何人かに従うべしとするこのおきて、つまり永久

<sup>C</sup>

後見制は、ヨーロッパ古代——ギリシア、ローマ——の婦女後見制についてもいえるように、決して東洋だけの特産物ではなかつた。田辺氏は三従の訓のほか、「その他の点でも、何か物の考え方等に、西欧のものとちがつた身近なものを感じるのであつた。東洋的とでもいうものであろうか」といわれているが、東洋的と思われるものは、或る時期を限れば、西洋にも

<sup>D</sup> <sup>(3)</sup> 見出すのである。従つてこうしたものに、今もつて「身近なものを感じる」とすれば、その「今もつて」というところに、むしろ東洋的なものがあるといえるであろう。そしてそれをいつまでも身近に感じられる状態がつづいているような社会は、必ずしも感心した社会とはいえない。

ところでこのような女性の劣位はマヌ法典を貫く一つの基調であった。そこでは妻は所有権の放棄みたいに棄てられてもやむを得ないとされ、女(妻)は田畠であり、子はその田畠の生産物であるとされているのも、女性の劣位を示す最も特徴的な表

現である。旧来は日本でも「④ はかりもの」であり、妻は畠であるといわれ、中国にも同種の意識が近來に至るまで残つてゐた。ところがそれはインドでもすでに古く、たとえばマヌ法典にはそれに関する規定が二十数カ条も列記されている。今、そのうち數条を摘録して見よう。

### 【条文1】

聖伝によれば、婦人は田地にして、男子は種子なりと言わる。もある者の牡牛、他人の牡牛に百匹の小牛を生ましむるとも、そはすべて牡牛の所有者にのみ属すべし。而して牡牛は、その精力を空しく消費せるなり。

みずから田地(すなわち妻)を有せず、他人の田地に種蒔まく者は、いたずらにその田地の所有者(すなわち夫)を利するのみにして、種を有する者は何の収穫をも得ざるなり。

つまり妻は畠であり子はそこの生産物である。生産物(日本民法でいう「天然果実」)は、畠の所有者の所有に属する。たとえ種子を誰がまこうが、種がどこから飛んでこようが、その生産物は畠の所有者のものである。それは牡牛や女奴隸の生んだ子は、牡牛や女奴隸の所有者の所有物であると同様である。マヌ法典その他インド古代法典には、ニヨーガといつて、子のない夫のために妻が子をもうける特別の制度があり、子の一種に「妻生子」「田生子」というのがあるが、これもこのように妻を田畠とする思想とつながるものである。

刑法の歴史的発展は諸民族いづれも大体同様であつて、その起源は復讐のうちにあり、復讐から賠償主義G の時期へ、それから実刑主義の時期へ移ると、一般に説かれている。諸民族の古法では、殺人や姦淫や盜犯も、多く死刑その他の実刑を科せられるこことはない。そして家畜とか奴隸とか家族、その他、人命金、贖罪金などを被害者に与えて贖罪する制度が支配的であつた。ドイツ法史でも、それが実刑の優位に代わるのは中世に入つてからである。もし刑法の発達の道すじがこのようなものであるとすると、マヌ法典の時代は、或る種の贖罪制度をともなつてはいるが、すでにかなり実刑主義の時期にふみ込んでいたものといえる。なおマヌ法典では、被害者への賠償も多少織りまさつてゐる。

マヌ法典では、加害者と被害者の身分の違いが刑罰の差となつてあらわれる。たとえば、バラモンにだけは死刑を科せざ

に、それに代えて剃髪刑を科し、またいわゆる体刑を科せずに追放を科することになつてゐる。マヌ法典ではバラモン以外の身分には罰を科すべき十場所を次のように指定していた。

### 【条文2】

これらは陰部、腹部、舌、両手、両足、両目、鼻、両耳、財宝及び全身なり。

もつともマヌ法典での「体刑」——それは中野、田辺両氏の訳による。俗にいう懲役刑ではなく眞の意味の身体刑——は、前記のうちのものだけが全てではない。殺人傷害及び姦淫の罪についての後記の諸条その他によると、臀部の烙印、臀部の切りとり、両唇、肛門、指などの切断、及び笞杖刑、剃髪刑もまた正しい意味での体刑である。

### 【条文3】

手、或いは棒を握り拳ぐる者は、その手を切断せらるべし。怒りてその足にて蹴る者は、その足を切断せらるべし。

上位階級の者と同席を占めんとする低き階級の者は、その臀部に烙印を押され、追放せらるべし。或いは、王は彼の臀部を切り取るべし。

もし傲慢より長上に唾する者は、王、その両唇を切り取るべし。……『1』

注7 再生族の婦人と情交を結ぶシュードラの男子は、もしその婦人、監護を受けざる場合には、罪を犯したる部分、及び彼のすべての財産を失い、もしその婦人、監護を受けおる場合には、すべてのもの、命をも失うべし。……『2』

監護せられおるバラモン婦人との情交に対しては、ヴァイシャは一年の入獄の後、彼の全財産を失うべし。クシャトリヤは千パナの罰金を科せられ、更に驢馬の尿もて剃らるべし。剃髪はバラモンにとりては、死刑の代りに規定せらる。されど他の階級にとりては死刑が科せらる。

婦人、幼児、精神錯乱者、貧者及び病者に対しては、王は鞭・籐杖、或いは綱などもて罰を科すべし。……『3』

王の布告を偽造する者、彼の大臣を堕落せしむる者、婦女子、幼児、バラモンを殺すもの、又彼の敵を利する者どもは、これを死刑に処すべし。……『4』

また悪口には舌の切断、窃盜・強盜には断手、すりには断指、すりの再犯には断手断足、その三犯には死刑を科するものとする。前記の体刑は、犯罪に使用した身体の一部に加えられるのであって、それは学者のいわゆる反映刑<sup>H</sup>である。この種の刑罰はゲルマン古法その他、諸民族古法ではめずらしくない。J・コリーは、インド法のすぐれた研究者であるが、この反映刑をタリオ(目には目を歯には歯を)と解したのは正確ではない。<sup>I</sup>なお、窃盜犯については、盗んだものの幾倍かの罰金が科せられ、或いは被害者に賠償させられる。

マヌ法典では、中国の古代刑法に比して、全財産の没収や罰金刑の規定が多く、死刑及び労役刑の規定が少ない。そして、身体刑も甚だ反映刑的色彩が強い。その他、マヌ法典の上での刑法上のプリンシップ(原則)としては、有意犯と無意犯との区別があり、正当防衛制度らしいものがあり、或る程度責任能力の制度もあり、再犯・三犯には、刑を加重(累犯加重)<sup>J</sup>するが、刑法上のプリンシップには、——唐律だけをあげていうのではないが——中国古代刑法に見られる程の明瞭さはない。

マヌをはじめインド古代法典では、世俗法上の、つまり王法上の犯罪は、同時に宗教上の罪悪であつて、王法上の刑罰の外に、宗教上のきよめ(贖罪・悔罪)<sup>K</sup>が規定されていた。このつみ・けがれと、きよめに類する意識は、大祓<sup>おほはらえ</sup>の詞のように、古い時代の日本社会にもあるが、それは決して日本独特のものではなくて、広く諸民族に見出される。マヌ法典では、いわゆる大罪(バラモンの殺害、尊者の妻との姦淫など)や、大罪に準すべき罪(牛を殺すこと、クシャトリヤの殺害など)<sup>L</sup>を贖うには、それぞれきまつた戒行——宗教的贖罪方法——を果たさなければならないとした。

#### 【条文4】

バラモンの殺害者は、自らの潔斎のため、森に小屋を作り、死者の頭蓋骨をその標識とし、乞食によりて十二年間住すべし。或いは又、ヴェーダ<sup>注8</sup>を学びたるバラモンに、彼の全財産、受領者の生活を維持するに足る富、あるいは家具と共に家を贈るも可なり。故意のクシャトリヤの殺害に対しては、バラモン殺害に対する贖罪の四分の一が定めらる。ヴァイシャの殺害に対しては八分の一、有徳なるシユードラの殺害に対しては十六分の一なるを知るべし。されどもしバラモン、犯意なくしてクシャトリヤを殺したる時は、彼自らを淨むる為に、千四の牝牛及び一匹の牡牛を与

うべし。有徳なるヴァイシャを殺害したるバラモンは、一年間同じ戒行に住すべし。あるいは、千匹の牡牛及び一匹の牡牛を与うるも可なり。シユードラを殺したる者は、六ヶ月間その全戒行に住すべし。あるいは彼は又、十四匹の白牡牛、及び一匹の牡牛を、バラモンに与うるも可なり。

その他、鳥獸等を殺したときの贖罪規定もある。姦淫罪を淨めるには、極めて特殊な方法で自ら生命を断つことを必要としたが、しかし人を殺しても、死による贖罪の規定はない。そして殺人罪の場合、加害者と被害者の身分に応じて贖罪方法に差があつた。バラモンに定額の家畜等を支払つて贖罪することも可能であったが、これにも同様に、身分によつてその支払額を異にした。そしてその家畜の高は、全体的に甚だ大きかつた。

(仁井田陞の文章に基づく)

注 1 『アルタ・シャーストラ』＝『実利論』。古代インドの政治論書。

注 2 『カーマ・スートラ』＝古代インドの性愛論書。

注 3 中野義照＝一八九一～一九七七。僧侶・仏教学者。

注 4 田辺繁子＝一九〇三～八六。法学者。

注 5 穂積博士＝穂積重遠。一八八三～一九五一。民法学者。

注 6 『女大学』＝江戸時代中期以降広く普及した女性向けの教訓書。

注 7 再生族＝バラモン・クシヤトリア・ヴァイシャの三階級の総称。

注 8 ヴェーダ＝バラモン教の聖典。

問1 空欄 ① ② ③ に挿入する語句としてふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。なお、それぞれの選択肢は、いずれも一回だけ用いられる。

- 1 たかだか      2 しばしば      3 ゆうゆう      4 なかなか

問2 傍線部A「ゆるぎなきバラモンの優位」が端的に現れた現象を、本文中から五十六文字(句点を含まない)で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問3 傍線部B「ショウヘキ」を漢字で書きなさい。

問4 傍線部C「永久後見制」の内容を具体的に述べた部分を、本文中から二十七文字(句点を含まない)で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問5 傍線部Dにおいて、筆者が「必ずしも感心した社会とはいえない」と考えるのは何故ですか。次の選択肢の中から、もつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 西洋的な価値観とは相容れない社会だから。      2 女性への差別が身近に存在する社会だから。  
3 西洋的な価値観から影響を受けた社会だから。      4 「三従」の考え方を正しく理解しない社会だから。

問6 空欄 ④ に当てはまる身体の部位を、漢字一文字で書きなさい。

問7 傍線部のE「牡牛」・F「牡牛」は、それぞれ【条文1】の第二条に見える、いかなる事物と対応していますか。次の選択肢の中から選び、それぞれの番号をマークしなさい。

- 1 収穫      2 田地      3 田地の所有者      4 種を有する者

問8 傍線部G「賠償主義」の内容を具体的に説明した部分を、本文中から三十八文字（句点を含まない）で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問9 傍線部H「反映刑」にもつとも合致するものを、【条文3】の『1』～『4』から選び、その番号をマークしなさい。

問10 傍線部Iで、筆者が「正確ではない」と考えたのは何故ですか。次の選択肢の中から、もつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 マヌ法典における刑罰の原則は、反映刑やタリオとは異なる、独自のものであるから。  
2 マヌ法典の反映刑は、受けた害に相応する報復を加害者に与えるタリオとは異なるから。  
3 マヌ法典の成立は、タリオ以前に遡るものであり、両者の間に影響関係は存在しないから。  
4 マヌ法典の成立には宗教的な背景があり、この点でタリオとは隔たりがあるから。

問11 傍線部J「有意犯と無意犯」を、「① 犯罪と② 行われた犯罪」の形で説明する場合、空欄に当てはまるも

つとも適当な語句を、五～六ページの【条文4】から抜き出し、①は三文字、②は六文字で答えなさい。

問12 傍線部K「贖罪」・L「贖う」の読みを、それぞれひらがなで書きなさい。

問13 次の一文は、いずれかの段落の最後に置かれていたものです。この文が入るべき位置の直前の五文字(句読点を除く)を、解答欄に記しなさい。

しかし、古代法として劣っているというわけではない。

問14 次の中から本文の主旨に沿うものを一つだけ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 マヌ法典において、すべての女性は「永久後見制」によって手厚く保護されていた。
- 2 マヌ法典は実刑主義の原則に貫かれていたが、その刑罰には身分による違いがあった。
- 3 西洋においては古来から、東洋における「三従」のような考え方は存在しなかつた。
- 4 カースト制度の最高位にあるバラモンは、刑罰の上でも他の身分より優遇されていた。

二

次の文章は、中国南宋の時代に作られた裁判実例集『棠陰比事』を、江戸時代初期に翻訳した『棠陰比事物語』の一節である。よく読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

注<sup>1</sup>  
程顥といひし人

A

B

ばくの日かずも経たざりけるに、ひとりの老人有りて、張氏が子のもとへいたりて申すやう、「われはこれ汝が父なり。ねんごろにして養ふべし。これこれの仔細あり。汝が父なる事うたがひなし」とぞ申しける。張氏が子大きにおどろき、かの老人を連れ、ともに奉行所にいたり、事の仔細を申す。老人のいはく、「それがしくすしをことわざとして、他国へ出でしどき、わが妻あとにて子を生めり。家貧しうして、子を養ふこと、なりがたかりしゆゑ、その年のその月日、此の子を張氏に養はせ、その人は抱きてゆき、その人はこれを見たり」などと、さまざまの証拠、まことに紛ふべくもなきやうにぞ申しける。程顥聞き給ひて、「その年の事、まことに久しき事なり。いかがして老人はかくのごとく、月日、証人まで、詳しくはおぼえ侍るぞ」と問ひ給へば、老人答へていはく、「医書の奥に、ねんごろにしるしとどめて侍り。それがし他国よりかへりて、これを見侍ると申す。則ち C 、げにも医書の奥に、しるしていはく、その年のその月日、たれとかいふ人、此の子をいだいて、張三翁きさうにあたふと書きつけたり。程顥これを詳しく見給ひて、張氏が子を召して、「汝が年は、いくつになりたるぞ」と問ひ給ふ。張氏が子答へていはく、「それがし年 D 」。程顥問うていはく、「汝が父張氏が年は」。答へていはく、「七十六」。程顥、老人にむかひていはく、「此子のうまるる時、その父の年、わづかに四十の人なり。しかるに汝が証文しょうもんに、張三翁にあたふと書きつけたり。翁は老人の名なり。年四十の人を翁といふべからず。汝がひがごとなり」と F 、大いにおどろきて、則ち科におちたりき。

注<sup>2</sup>  
鄭克

此の事を論じていはく、およそ詐りをたくむ者は、かならず落度あり。あきらかにたづねきはむる時は、則ちかの姦かだましく人を欺く者、をのづからあらはるるならひ也。程顥は老人のしるす所を考へて、そのみだりなる事を知る。ただよく心を尽くす人にあらずは、いかでかかくのごとく、 H 。

注1 程顥＝中国北宋時代の儒学者。

注2 鄭克＝中国北宋時代の人。本文では以下、鄭克による論評となる。

問1 傍線部A「だいふくにん」とは、どういう意味ですか。次の選択肢の中からもつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 料理人      2 商売人      3 素封家      4 奢齎家

問2 傍線部B「くすしをことわざとして」とは、どういう意味ですか。次の選択肢の中からもつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 医業をなりわいにして  
2 医学を修めようとして  
3 藥学書を探求するため  
4 医療の技術をみがくため

問3 空欄 C に入る語句としてももふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 書き付けをたまはらんとし給へば  
2 書き付けを出ださしめ給へば  
3 書き付けをもつて出で参り給へば  
4 進みて書き付けを出だし給はば

問4 空欄 D には数字が入ります。その数字を漢数字で解答欄に記しなさい。 (例)「95」ならば「九十五」。

問5 傍線部E「ひが」ととは、どういう意味ですか。次の選択肢の中からもつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 言いがかり      2 勘違い      3 入れ知恵      4 いつわり

問6 空欄 F

に入る語句としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

1 申さば

2 申せば

3 のたまはば

4 のたまへば

問7 傍線部G「老人のしるす所」を、本文中から三十三文字(句点を含まない)で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問8 空欄 H

に入る語句としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

1 あきらかならんや

2 あきらかならざらんや

3 あざむかんや

4 あざむかざらんや

問9 事実が発覚した根拠の記されている箇所を、本文中から十四文字(句点を含まない)で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問10 次の選択肢の中から本文の内容と合致するものをひとつ選び、その番号をマークしなさい。

1 程顯は、証文の内容を実地検証することによつて、事実を究明した。

2 鄭克は、詐欺師には必ず落度があり、注意して尋問すれば真偽は判明するという考えを示した。

3 張氏の子は、自分の本当の父だと名乗る老人から養つてほしいといわれたが断つた。

4 老人は、自分が子供を張氏にあずけた際の状況を医学書の最後に書きとどめたと主張した。